平成２１年（フ）第２４５号
三重県四日市市楠町吉崎418番地32
債務者　中井　良男
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９号
三重県四日市市大字羽津戊757番地50
債務者　佐々木政広
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
三重県桑名市蓮花寺３－１　１号棟202号室、住民票上の住所三重県鈴鹿市野町西２丁目12番15号　ビーハイブ鈴木１－Ａ
債務者　徳永　秀俊
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
三重県四日市市城西町２番29号　ピュアキャビン105号
債務者　竹内　素行
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
三重県桑名市大字江場67番地２　カトウハイツ６号
債務者　植山　敬治
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
三重県桑名市長島町西外面468番地
債務者　中武　興二
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９号
福島市北沢又字川寒下川原４番地の２かわさむハイツ203号室
債務者　盛藤　慎一
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
福島市北沢又字川寒下川原４番地の２かわさむハイツ203号室
債務者　佐藤　祐子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１１号
福島市宮代字樋ノ口130番地市住11号
債務者　齋藤タツヨ
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２９号
福島市飯坂町平野字前原35番地の１　第二めぐみ荘６号室
債務者　小原　光彦
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１４９号
北九州市八幡東区山路１丁目７番２号
債務者　原田　一男
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１９２号
福岡県田川郡糸田町1890番地
債務者　辻村　金路
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１４号
福岡県田川市大字伊田5131番地１　シュタットレーベン201号
債務者　宮﨑　直也
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１５号
福岡県田川市大字伊田5131番地１　シュタットレーベン201号
債務者　飯田英子こと　宮﨑　英子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２０号
福岡県田川郡川崎町大字池尻110番地
債務者　伊東　朋子（旧姓澤村）
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３３号
青森市奥野２丁目７番４号
債務者　福士　英城
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８４号
青森県むつ市大畑町小目名村８番地１
債務者　畑中　明子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
青森県弘前市大字田町４丁目７番地24
債務者　工藤　一男
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
青森地方裁判所弘前支部